

## 【建物所有者用】オプション資料（その他の災害対策）

災害等発生時に入居事業所と連携が図れるよう、連絡体制を確保する。

事前に整備した資器材や対策を講じた箇所等については、災害発生時に入居事業所が活用できるように、使用方法や格納場所について情報共有を行う。

### ☑ 大雨・強風等に係る自衛消防対策

項目	内容
事前の備え	排水溝等の雨水排水施設を清掃、整備する。 落下危険のある工作物（看板等）の除去、固定措置を図る。
	ハザードマップ等を定期的に確認し、自己防火対象物の存する地域の水害に対する危険実態の把握に努める。
	止水板、土のう、排水ポンプ等の水災害に対応する資器材を定期的に整備、点検する。
自衛消防隊の編成と任務	入居事業所が編成する自衛消防隊と連携して対応を行う。
自衛消防隊の活動	入居事業者と連携し以下の措置を講じる。 大雨洪水警報の発令等、災害発生危険が高まった場合 ・建物内外の定期巡回 ・屋外に通じる窓、扉の閉鎖
	道路の冠水等、地下部分への浸水危険がある場合 ・資器材の点検、排水ポンプの作動確認・地下部分への立入制限 ・エレベーターの使用制限

### ☑ その他の自衛消防対策

#### (1) ガス漏えい事故対策

入居事業者等からガス漏れの発生報告を受けた場合は、直ちにガス会社及び消防機関への通報を指示し、入居事業者や在館者に対して火気及び電気の使用禁止と避難を行うよう指示する。

#### (2) 停電発生時の出火防止対策

停電が発生した場合は、停電復旧後の出火防止のため、入居事業者に対して電熱機器等の電源OFFやコンセントを外すよう指示する。

#### (3) 火山噴火に伴う降灰時の安全対策

##### ア 事前の備え

- 降灰環境下での活動を想定した装備として防塵マスクや目を守るゴーグル等の資器材を配置し、定期的に点検を行う。
- 非常用物品、備蓄品等については8 震災対策に定めるところに準ずる。

##### イ 降灰時の活動計画

- 気象情報や行政機関からの情報を収集し、施設周辺の状況把握を行う。
- 消防用設備等及びその他防災設備の故障、損傷及び機能停止の有無を点検する。
- 前②により機能停止等があった際は、8 震災対策に定めるところに準じて代替措置を実施する。
- 降灰による停電発生時は、前②により出火防止対策を実施する。